

里山づくり活動支援事業実施要綱

1. 目的

里山づくり活動支援事業は、いしかわ版里山づくり I S O の認証を受けた企業、団体、学校、N P O 等（以下「企業等」という。）が里山里海利用保全活動を実施するにあたり抱える種々の問題（専門的な技術、知識や経験等）に対して、外部の専門家等を派遣し、適切な指導等を行うことにより、問題の解決、企業等の創意工夫の発揮を図り、もって里山里海利用保全活動の推進に資することを目的とする。

2. 対象者

いしかわ版里山づくり I S O の認証を受けた企業等で、専門家の派遣により、里山里海利用保全活動の適切な推進が期待できる者

3. 実施方法

(1) 申し込み

専門家派遣を希望する企業等は、派遣依頼書（様式第 1 号）をいしかわ里山づくり推進協議会（事務局は石川県生活環境部温暖化・里山対策室内に置く。以下「事務局」という。）に申し込むものとする。

(2) 派遣専門家の選定

事務局は、提出を受けた派遣依頼書（様式第 1 号）に基づき、申請内容を審査し、適切な専門家を派遣する。

4. 守秘義務

事務局は、派遣専門家に対し、支援を実施する上で知り得た申請者等の個人情報及び企業秘密の保護（個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号））を厳守する義務を課すものとするとともに、自らも申請者等の個人情報及び企業秘密の保護を厳守する。

また、派遣専門家は、本事業により知り得た申請者等の個人情報及び企業秘密の保護を厳守するとともに、これらを自己の利益のために利用しない。

5. 専門家派遣費用

事務局は、専門家の派遣に要する旅費及び謝金をいしかわ里山づくり推進協議会の定める規程により支給する。

6. 完了報告の義務

派遣専門家及び専門家の派遣を受けた企業等は、本事業に係る助言等が完了した後、速やかに、活動報告書（様式第 2 号、様式第 3 号）をそれぞれ事務局に提出するものとする。

付 則

この実施要綱は、平成 26 年 4 月 8 日から施行する。

付 則

この実施要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この実施要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。